

地方交付税問題

一八〇〇字

そこで、来年度の地方財政についても、それぞれの地方団体が財政運営に支障がないようにそれはきっちり地方交付税で守っていく、こういうことをごいいます。ただ、それは現状を必ず守るといふことじゃありません。言いましたように、全体を歳出カットしていけば地方交付税が場合によっては減ることもありまますけれども、頭から減らすようなことは、もう何にもわかっていない人が言うことではありません。

これは、今、総務大臣お話しのように、仕組みがよくわかっていないということもありましようし、ついつい何か、やっぱり地方への支出を減らすというところが強調されて新聞が広げて書いておられるような気もいたします。一番気になりますのは、地方交付税の削減ということの中に、この交付税によりまして財政力の弱いところが交付税をもらうと、安易にそういった収入がふえるものだからどうも支出も安易にしてしまおうというようなことを新聞等では伝えていくわけでありまます。事実としてこういった取り上げ方が正しいのかどうか、ちょっと総務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

今の地方交付税制度は満点じゃありません。私はいろいろ問題があると思ひているんです。だから、地方交付税の一律の縮減、頭からのカットということはあり得ないけれども、交付税制度を見直すということはあり得るんです。これは今の仕組みをもう一遍見直

さなきやいけません。

そこで、何が問題かというのと、いろいろあるんですけれども、一つは事業費補正ということ、例えば国が公共事業をやりますね、それを地方が補助事業で受ける。裏負担が丸々起債を認める。その起債の元利償還は相当な部分を、場合によっては丸々、交付税で全部見ているんですよ。ということは、その団体は一銭も自分の身を切る金は出さずに仕事ができるということですよ。単独事業も、地方単独事業も起債で認めて、そのうちの一定割合を、元利償還を交付税で見るといふことになる、これも自分がそう痛くなくっているんな仕事が出来ますから、思い切つてぜいたくな箱物をつくつたり、妙なと言つたら語弊がありますが、地方団体一生懸命考へて事業をやつておるんでしようけれども、いろんな事業をやる傾きが今までのバブルのときにはありました。

だから、そういうものには一種のモラルハザードを起こすというおそれがある。だから、そういうものは見直さなきやいけません。それは思ひ切つてこれから議論をして見直すといふことは、経済財政諮問会議の竹中大臣とも一致して見ます。だから、その点で今恐らく委員からそういう御指摘があつたんだと思ひますが、御指摘は半分以上当たつておりますので、半分当たつていないかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひします。

私は公務員をやつておりましたので、この交付税の問題についてよく解説をその都度必要に応じて読みます。読みますが、実はこの地方交付税の話というのは非常によくわかりません。複雑過ぎま

す。それから、基準財政需要額の計算なんということになりましたら、もう本当に頭がこんがらがるだけで、これはやっぱりうまくない、よろしくない、簡素化をしなきゃいけないという議論は当然あるうかと思えます。ただ、やはりこの交付税の中の原理原則として、国と地方の財政調整機能でありますとか、地方公共団体同士の財政調整機能というのは、やっぱり地方自治の基本だというふうに私は実は思っております。

そこで、財務大臣にちょっとお伺いしたいのですが、この二、三日、そういう発言もありましたが、改めて今の時点での財務大臣の御見解を伺いたいと思っております。

交付税制度は、先ほど総務大臣が言いましたが、そのとおりでございまして、私はこういうことを言ったんです。来年度は三兆三千億円、自然増がございまして、当然増がございまして、国債を発行しなきゃならぬ。しかし、その国債発行を全面的に認めるわけにはいかないのです、三十兆円とめよう。そうしますと、三兆三千億円というものがどこかでカットしなきゃならない。その目安として、国のほうで二兆円ばかり、それで地方のほうで一兆円を負う形と、こういうことを申し上げておるんです。

もちろん、地方で一律カット、そんなものはできるものじゃございませんけれども、先ほどおっしゃっておられますように、地方のほうもやっぱり財政改革をしてもらわなきゃいかぬ、このままでいいということとはみんな思っていないと思つんです。そうしますと、年間八十九兆円の地方行政の計画でございましてから、そのうちの

一%、一%としたら八千億円から九千億円、そのぐらいの経費の節減できるじゃないか。それは全般的な話でございましてから、その程度やってもえぬだろうか。

そのためには何をやるかといったら、やっぱりもう一度市民が必要とするシビルミニマムを見直してもらいたい。

(注) ととは便宜的に発言者の区別を示したもので、反訳の必要はありません。